

倫理規程制定手続き等に関して

倫理規程の必要性説明が不足等のご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

石川眞様から頂いたご意見

会告の「倫理規定案」については、一般の読者にはやや唐突な印象を与えるような気がします。経緯は説明してあるのですが、「なぜ今、原子力学会が倫理規定を作らねばならないか」という背景について、もう少し解説があった方が良かったかもしれません。

頂いたご意見に対する委員会からの回答（2001.3.21回答）

倫理規定制定委員会の活動についての一般会員に対する説明は、秋山会長（当時）が1999年10月8日に出された意向表明「JCO臨界事故について」（原子力学会誌 Vol.41, No.10, 1999）の中で委員会設置について触れられ、また2000年3月の「春の年会」で委員会として総合報告しております。原案作成の作業中でもあり、委員会としての広報活動を十分行っていないことは認識しております。

科学技術者の倫理の先進国である米国では、専門職の倫理は大学の必須科目とされており、また学協会ごとに倫理規定が定められています。我が国でも土木学会が1938年3月、「土木技術者の信条および実践要綱」を発表（近年改訂）したのをはじめ、最近多くの学協会が倫理規定を制定したり、その準備に取り組んでいます。原子力学会ではJCO事故の直前の1999年9月に倫理規定制定の作業を開始しましたが、会員への浸透活動はこれからのことと思っています。専門職の倫理問題について議論することは、（賛助会員を含む）原子力学会員のモラル向上に役立ち、学会、ひいては原子力の健全な発展に寄与するものと信じています。今後、学会誌上での意見交換をも含み、会員の間で議論が進むことを切望しておりますので、編集委員会のご協力をお願い致します。

北岡逸人様から頂いたご意見

これら寄せられた意見をどう公表し、どう反映する（もしくは反映しない）かを、募集に際して明記するべきであったと思います。これからでも良いです。

少なくとも私にはこの件に関して、直接ご返事頂ければ幸いです。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

いただいたご意見はいずれも貴重なものですので、倫理規定の制定の参考とさせていただきます。とともに、個別に委員会の意見をまとめ回答させていただきます。また、会員が今後倫理問題を考えるにあたって参考になると思われる内容につきましては「代表的なご意見とそれに対する回答」としてまとめ、学会のホームページに掲載いたします。

平岡徹様から頂いたご意見

一つの問題はこの行動指針の原案が学会の総会で承認される前に公開されたことにある。これは原案がこの提案のように表現を見かけ上緩めた場合、またマスコミに"後退"と非難されるおそれがある。変更の自由を縛ることになったのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

学会での議論は開かれた形で行われるべきです。それを自ら実行する意味で、案の段階から公開に踏み切っております。また学会はあくまで事実を尊重し科学的な態度で意志決定すべきで、マスコミ等を気にして決定結果が変わることはないようにしなければなりません。科学的態度による決定はその理由を明確に説明できるものであることから、マスコミに"後退"と非難されることをおそれる必要もないと考えます。変更の自由を縛ることになったとは考えておりません。

河出清様から頂いたご意見 1

手順を踏んで議論の積み上げを：

会員の多くが、現在議論されている倫理規定が、どのような内容・性格のものであり、どんな手順・スケジュールで制定されるのかを知りません。理事会でもじっくり議論されていませんし、また会員の多くは掲載された倫理規定の記事を読んでいるわけではありません。

議論の進め方として、規定案(2000年11月号掲載)に対し、質問と回答(2001年4月号掲載)があるが、この回答に対するさらなる質疑応答、十分に議論がかみ合い収束した段階で、原案に対する修正案を新たにご提案頂き、さらに質疑応答を繰り返す、というのが必要な手順と考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

倫理規定制定委員会宛てにいただいたご意見ではありますが、委員会としては回答しようがないというのが本当のところです。委員会の名称は理事会によって「倫理規定制定委員会」と名付けられていますが、我々はあくまで「倫理規程原案作成委員会」という立場で活動しております。理事会からの付託も「原案の作成」までであり、制定までの手順・スケジュールにつきましては理事会や総会で決定されるものと我々は考えております。今後理事会でもじっくり議論され、会員の多くが倫理規程案をよく理解した上で制定されることを切に願うものであります。

また委員会として質疑応答を繰り返すことも厭うつもりは毛頭ございません。ただ、委員会は2年間という期限を区切って設置されたものであることから、現段階で原案を提出することになりました。この点だけのご理解願います。

河出清様から頂いたご意見 2

委員会構成をバランス良く：

倫理は現場で実践されてこそ意義あるものと考えます。現場を良くご存知の産業界の方および若い会員の方のご意見を十分盛り込めるように、委員会構成を再検討頂きたい。現場に身を置き活躍している学会員が必要とし、遵守できる、しかも息苦しくない倫理規定をご提案頂きたい。

学会は、現役の、中でも将来を託す若い人の視点で、将来から現在を見て運営されるのが基本と考えます。年長者は若い人から、支援を要請されたときに控えめに支援するのがよいと私は考えております。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

委員会宛てにご意見をいただきましたが、委員会メンバーは委員会で決めたものではないことをご理解ください。委員の選任は理事会でなされたと聞いております。ご意見はフォローアップ委員会の人選をするとき考慮するよう、理事会に伝えます。

河出清様から頂いたご意見3

ここでは主に委員会への要望事項を述べましたが、倫理規定は会員にとって大変重要なものと考えます。多くの会員の方が、積極的に自分の考えを述べて納得できるものにして下さるようお願い申し上げます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

委員会は独走するつもりは毛頭ございません。そのため、会誌やホームページに案を掲載し年会の会場で説明するなど、会員からご意見をいただけるようできる限りの努力をしているつもりでおります。まだまだ不十分とお叱りだと思いますが、どのようにしたらよいかお知恵を拝借できれば幸いです。

なお、委員会宛てにご意見をいただきましたので委員会の立場でお答えしましたが、いくつかのご意見は委員会では対応できないものです。どうか学会の指導的な立場にいらっしゃるかたが責任ある対応をしていただきますよう、委員会として切にお願い申し上げます。

殿岡衛様から頂いたご意見1

規定を作ることに反対された方がおられたが、きつときまじめな方なんでしょうね。このような方にとっては、既に自ら実行されておられ、他人から押しつけられる「倫理規定」には、我慢できなかったのでしょう。しかし、その反対理由として述べられたことには、それ相当の重要なテーマを含んでいるので、学会としては無視できないでしょう。既に学会が運営されていて、本格的に活動をやりたくて入った人だけでなく、同好会・仲良しサークルとして入った人とがいる以上、規定の「押しつけ」と捉える人が出てくることは仕方のないこと。でも、どなたかの御発言のとおり、脱皮が必要であることは大勢に理解されているのではないかと思います。この点の分かりやすい合理的説明が必要なのだらうと思いました。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.6.19 回答)

頂いたご意見に対してはできる限り合理的説明をするよう努力しております。規程案に反

対された方にも別途回答しております。委員はそれぞれ別に本務を持っており、委員会活動はボランティア精神で取り組んでおりますので、回答が遅いなど不十分な対応しかできていないと反省しております。しかし説明責任を放棄するつもりはございませんので、どうか温かく見守って下さいますようお願い申し上げます。

殿岡衛様から頂いたご意見 2

こんな重要なことに、会合（春の年会の総合報告）への出席者が少ないのは、危機感がないからか、同時並行的に他のセッションが行われていたためでしょうか。本来なら、全体会合の形式をとったほうがよかったのではないのでしょうか。・・・逆にこんなテーマでよくあれだけ集まったといったほうがよかったのか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

年会においてどのようなセッションを組むかは委員会だけでは決められないことで、委員会としてはその形態についてはコメントを差し控えさせていただきます。ただ、プログラム委員会では最大限のご配慮をいただいたと感謝いたしております。

倫理規程への会員の関心が高いと言い切れないことに対しては委員会メンバーも危機感を持っています。会員の関心がさらに高まるよう、一層のご支援をお願い申し上げます。

殿岡衛様から頂いたご意見 3

門外漢の立場からすると、これまで規定がなかったことのほうが、おかしいとも思えます。門外漢と言いながら、実は私は法人会員の職員でもあり、規定の遵守が義務付けられるのか・・・？

このあたりのことも、今後外部への説明が必要だろうと思いました。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

倫理規程をもっと早く制定すべきであったという点は同感です。

法人会員はその構成員が倫理規程を守るよう指導する義務があります。その意味ではご意見提出者も倫理規程と無関係ではありません。この点については行動の手引き前文で「会員には・・・賛助会員の企業または団体も含まれる」と明記しております。

匿名希望D様から頂いたご意見

会員の関心 倫理規定を制定するという活動が学会として正当性を持つためには、学会員の大多数がそれに関心と賛意を寄せている状況でなければ出来ない。学会誌に載せて呼びかけても、寄せられた意見が21件とは少なすぎるし、この討論会にも会場が一杯になるほどの機運が盛り上がっていなければとても制定できず、学会員は冷めていると見なければならぬ。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

会員の関心がまだ低いことについては、委員会としても残念に思い、また努力の足りなさを反省しているところです。しかし、どの程度まで関心が高まれば制定できるのかは、判断の難しいところです。どこかの段階で制定に踏み切らざるをえないことも確かです。ま

た制定することで関心が高まることも期待できます。このようなことから委員会としては、現段階で案をまとめ、理事会や総会にその採否について問うこととしました。この背景には、委員会の活動期限が当初より2年と定められていたこともあります。

なお、委員会の仕事は倫理規程の原案を作ることであり、決定するのは理事会や総会であることはご理解ください。

匿名希望E様から頂いたご意見

日本原子力学会倫理規定制定委員会の委員は、委員のどのような資質に着目し、どのような手続き及び判断で選任されたのか、また、どのような委員会内部での議論の上で倫理規定案が起草されたのか、明らかにされたい。倫理規定案の各文言案についての委員会としての解釈メモは、当然作成されているはずであろうから、それも公開し、判断の材料にさせてほしい。

(ご意見の補足)

委員の中には、理学的・工学的な分野から原子力開発に著名な業績をあげられた方も見受けられますが、原子力の社会との関係の側面、法的側面、倫理・哲学的側面等、倫理規定の検討に必要な議論を行うためには、人選的にもかたよりがあると思います。起草過程を明らかにすることも、情報公開上重要です。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

委員会の議事録・資料は、委員以外の方のプライバシーに関わる部分を除いてすべて公開いたします。倫理規程案に対しご意見を寄せられた方の中には匿名を希望している方もいらっしゃいますので、その部分は伏せさせていただきます。公開は事務局での閲覧といたします。恐れ入りますが事務局までご足労願います。

委員会の議事録や資料は当初から公開を意識して作ったものではないため、体裁等は整っておりません。また、倫理規程案に関する議論は委員会の場で行われただけでなく、メールを活用しての意見交換も頻繁に行われました。こちらにつきましては記録がきちんと残っていませんので公開できないことをお許しください。

委員の選任は理事会で行われています。理事会の議事録も公開ですので、事務局で閲覧してください。なお、人選的に片寄りがあるとのことご指摘ですが、学会の倫理規程ですので学会員自らの手で案を作ることを心掛けております。そのため、法律、哲学等に詳しい委員が少なかったことは事実です。しかし委員としては最大限の時間をかけて勉強したつもりでおります。その点ご理解いただければ幸いです。

第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見

匿名希望M様から頂いたご意見

なぜ近年倫理規定が重要になってきているのか、に付いての解説が必要と考える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

これについては学会のホームページ

<http://www.soc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/preparation.pdf>

（現在は<http://www.aesj-ethics.org/>）で若干解説しております。不十分な点につきましては今後充実させていきたいと考えております。

倫理規程制定・改訂のあり方に関するご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）頃までに頂いたご意見

杉本泰治様から頂いたご意見

安全確保に向けての原子力関係者の高揚した意識が感じられます。そういう高揚した意識が、これだけのものをまとめさせ、これからこれを運用するにつきましても、内容を充実したものにすることに相違ありません。

技術者倫理は、知識と意識の調和のうえに築かれるもののようで、知識だけでは旧来の倫理学になりますし、意識だけでは情緒的なモラル論になってしまいます。それではどのようにして調和を達成するかとなると、これは机上論ではできないことで、一番いいのは、技術者（engineer）の職場の環境がそれを目指していることだと思います。その点で、技術者倫理を論じるには、いまの日本では、原子力関係が最前線ではないでしょうか。規定案は、現時点でのその結実といえましょう。冷静な方々が細密に分析的追求をすればいろいろ批判があるでしょうが、それよりも、日本の産業の有力な一分野の方々がその知識と意識を汲み上げてこれだけの統一されたものを作り上げたことが高く評価されるべきだと思います。

規定案の特徴を観察しますと、第1に、技術者倫理ではアメリカが先行しましたがその成果をよく消化し取り入れておられること、それは日米の技術者に素養の違いがあつてなかなか難しいのに、第2に、この分野の技術者がこれなら受入れそうと思われる日本語で表現しておられます。

第3に、M先生が、原子力関係では、「原子力基本法という法律を守る努力が倫理につながる」とおっしゃっておられました^(注)が、これは法と倫理の補完関係の強調にほかならず、そういう一貫性が感じられます。

第4に、M先生が、「最善のものをいうなら、いつまでたってもできない。作ることよりもむしろ見直しの努力が大切」と言われました^(注)。小綺麗な作品よりも、こういう骨の太い荒削りの作品のほうが、フロンティア開拓の工学にはふさわしいと思います。「会員各自が自分の言葉におきかえて身近におき、日々の行動の道しるべにすべきもの」とも言われ、WFEOの規程ともよく合致していてよかったと思いました。

第5に、これもM先生がおっしゃったこと^(注)ですが、「全国行脚して、考えてもらうこと

にしたい」という姿勢が、この規定案の性格を最もよく表しているようです。技術者倫理に必要なのは、危険と向き合う科学技術の場で統合された意識なのだとことを実感しました。

ご意見中の（注）は、01/1/22 開催、「科学技術の倫理とリスク研究会」第7回研究会「日本原子力学会倫理規定案を巡って」を指す。

北村正晴様から頂いたご意見

委員会としてもこの倫理規定が将来とも不変のものとは考えないとのことです。であればなおさら、どこかに見直しの時期を明記する、または本規定が本学会としてはじめての試みなので会員の声を受けて見直しは考える旨を明記いただく方がよろしいのでは？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

残念ながら見直しの方法や時期については決まっていないというのが実情です。したがって倫理規定中にこれを明記するのは困難です。しかし前書きのような形でこれを付記するようにしたいと存じます。

匿名希望A様から頂いたご意見

外部との関係はどうなるのか。外部の人間はこの規定に基づき、学会、会員にクレームを出せるか。外部の声を聞き取る仕組みを持っているか。公衆の問いかけに答える義務を考えなくてよいか

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

学会は倫理規定を提示することにより会員の自覚を促すところまでが当面の責任範囲です。従って倫理規定そのものについてならば今後も外部の方からのご意見を拝聴し、改訂の際には参考とさせて頂きたいと存じます。

一方、倫理規定を遵守させる仕組みは、規定とは別に考えなくてはならないものです。外部の方々がこの規定に基づいて会員に対するクレームを寄せる窓口を学会に用意することも考えられますが、学会は現在、まだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。

匿名希望D様から頂いたご意見

規定上の不備 「常に改訂されるべきものと考えている」との説明も、現当事者がそうであっても、固定され易く、よほどのことがないと改訂されにくいのみか、一人歩きさせる者がいても防ぐ手段が講じられていない。柔軟な改訂に関する付帯決議もない。倫理規定は「価値観を押し付けているのではない」というが、その様に書いた部分がない。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

これまでは倫理規程案紹介の文章においてだけ簡単に記述し、倫理規程の中では記述していなかった「倫理規程とは何か」についての下記のような解説を、行動の手引きの前文中

に取り込むことにいたします。

「本倫理規程は日本原子力学会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。」

「以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため守るべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよい行動を探索し、実行することを誓う。」

「個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、我々は今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。」

匿名希望E様から頂いたご意見

倫理規定案の取り扱い：この種の規定は、原案作成者がいかに客観性を念頭に置こうとも、特定の時期の、特定の立場の価値観を排除することはできない。従って、原子力学会として確定するのではなく、毎年原子力学会年会における「総論」部門等における恒常的なシンポジウムテーマとし、多数の会員による討議のために、確定することなく、オープンなもの（すなわち常に（未定稿のまま））としておくことを提案する。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

本倫理規定の取り扱いについては、次の理由から学会規定として定めておくことが適切であると結論しました。すなわち、会員へこれを示し守る努力を促すことが大切であること、学会としての姿勢を鮮明に示すことも望まれていることです。しかし、見直しを行うことが当然であることは明確にし、制定後のフォローを行うことを当委員会として学会に求めることなどを行っていきます。

匿名希望E様から頂いたご意見（再度の1）

倫理規定案については、学会として決定するのではなく、常に「案」として、会員・非会員すべての議論にオープンにしておくべきである。常に真剣に議論をしている状態を社会に見せること、それ自体が重要である。なお、現在の案のように個人の価値観にも関係する内容を含むものを、何らかの事情から学会としてどうしても決定したいのであれば、今、この案文で決定しなければならないことについておかたの会員の明示的な合意を改めてとるとともに、会員には遵守しない自由を与える旨、倫理規定内に規定されたい。

（ご意見の補足）

1. 3月21日付でいただいた「日本原子力学会倫理規定案について」の文書第4パラグラフにもあるように、「完全なものとは考えておりません。」とするのであれば、常に議論の

していく中からより良いものを模索する過程のリファレンスとして、本指針案を「案」のままにしておくべきです。この種の議論は、確定しないところに重要性があると思います。それにもかかわらず、倫理規定制定委員会として規定案を決定したいとお考えなのであれば、委員会は、なぜ、この時期に生煮え（であることを委員会自身もお認めになっている。）である内容を確定したいのか、合理的な説明を会員にして、会員のおおかたの合意を得なければなりません。その上でなお、合意しない会員の自由を守る規定が必要です。是非、ディュー・プロセスを踏んで下さい。

2. 同文書第5パラグラフ中「さらによいものにしていきたいと願って」、「ご意見がございましたらいつでも・・・ご連絡ください」とあるのは、正しい姿勢であり、シェアしますが、であるならなおさら文書として決定することは不適當です。

3. 倫理規定を設けるべきだとして、真摯な議論が行われていること自体は、極めて重要であり、評価するとともに、私としてもその議論には今後とも参加して行きたいと思いません。しかしながら、特定個人、すなわち倫理規定制定委員会の委員の価値観を内在させた微妙な表現が多い現行倫理規定案が今、このまま策定され、全会員に適用されるのであれば、自由な議論を旨とするはずの学会活動の弊害になるおそれがあります。従って、少なくとも規定の遵守は会員の自由意志（常識）に委ねることが重要です。前回の意見で、「常識」に関する行動指針を入れるべきであると申したのも、世間の常識は、案外不明確なものではないとの確信を持つことが多いからで、会員も社会の常識から学ぶべきことが多いからです（この前回意見については、改めていずれかの場合で問題を提起します。）。行動指針案5-3.第2文（「**まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。**」現在は削除されている）など、はっきり申し上げて私の常識からすれば、非常識です。「会員の常識、社会の非常識」にならないことを、切に祈ります。

4. なお、現在までにホームページで公開されている倫理規定案に対する意見等の内容を読ませていただきましたが、多くの会員等から提起された様々な疑問等に対する起草委員会からの回答では、問題が解決されたとは多くの場合思えません。そのような状況であるのみもかわらず、今、規定案を学会として決定したい理由が私にはわかりません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

「案」のままにしておくのは無責任です。大多数の会員が合意できるなら、それを規程とし、不十分な点があれば改訂すればいいと考えます。「案」のままだと、次のステップの議論、例えば倫理規程違反者をどう扱うか、倫理的に正しい行為をしたがために不利益を蒙った会員がいた場合学会はどう対応するか、等の議論が始めにくくなります。また、「案」がとれたからといって議論がしにくくなることは全くないと思います。むしろより緊急の課題として議論が盛んになることを願っております。なお倫理規程は『こうありがたい』という会員の宣言です。守らない自由を規程でうたうつもりはございません。倫理規程に罰則がない以上、それを書くことは意味がないと考えます。

なお、今後も倫理規程の見直しを続けていくこと等につきましては、行動の手引きの前文

部分に記載を加えましたので、ご覧いただければ幸いです。

また、5 - 3 第 2 文は改正された原子炉等規制法の条文第六十六条の二第 2 項を踏まえたものです。法律を守るよう要請しているものであり、非常識とは考えません。

匿名希望 E 様から頂いたご意見（再度の 2）

3月21日付の回答書冒頭部分で、私の意見についてホームページでの公開につき、同意が求められていますが、上記の意見についての回答も頂き、その上で公開の可否について、検討いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、上述の意見等は、現在私が所属している組織とは何ら関係のないものであることを申し添えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

貴重なご意見を本当にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

なお、今後の手続きですが、「行動の手引き」の推敲を除いて既に制定委員会の手を離れておりまして、理事会や総会での議論に移っております。どのようにして決めるかは我々として会員に強制できる立場にありません。しかし我々としては民主的な手続きで決められるものと信じております。この民主的な手続きには多数決も含まれます。一人でも反対があるなら決定しないという方針は組織としてはとれないと思います。ご了承のほどお願い申し上げます。

匿名希望 E 様から頂いたご意見（再々度）

作成されつつある文書については、学会として決定するのではなく、常に「案」として会員・非会員すべての議論にオープンにしておくことを求めます。

（ご意見の補足）

今回のご回答で残念であったのは、作成されつつある文書の取り扱いに関し、『「行動の手引き」の推敲を除いて既に制定委員会の手を離れておりまして、理事会や総会の議論に移っております。どのようにして決めるかは我々として会員に強制できる立場にありません。』との御説明をいただいたことです。私は、決定することなく、このテーマについて常にオープンな形で議論を続ける姿こそ自由な学会として意味があることと確信しており、その観点からのコメントを 1 月以来提出してはりましたが、具体的なスケジュールすら公表せずに、もう自分たちの手をはなれている。あとは「民主的な手続きで決められるものと信じております。この民主的な手続きには多数決も含まれます。一人でも反対があるなら決定しないという方針は組織として取れないと思います。ご了承のほどお願い申し上げます。」という態度には以下の点からも憤りを越え、ため息が出ます。

（1）倫理規定とは、会員一人一人の良心に関わることであるから、可能な限り会員ひとりひとりの議論をつくす努力をしなければなりません。それには、単にインターネットや大会に参加した限られた者だけの議論だけではなく、会員全員（高々数千人に過ぎません。）に起草者としての問題意識を明らかにした上で、さまざまな角度からの議論を喚起する努力が不可欠です。起草者にはその姿勢が感じられません。

（2）なお、関係資料があるのであれば、ホームページ上で明らかにしてください。

(3) ご説明では、そのような努力に関する今後の努力について説明がないままに、あとはスケジュール闘争的に異論を切って捨てるとおっしゃっています。単なる手続き的な内容なら、ここまで異論を申し上げませんが、検討されている事柄は、個人の内面にまで関係するものですから、慎重に、かつ「ガスぬき」ではない実質的なデュー・プロセスを踏まれることを求めます。

(4) 改めて、この議論を常にオープンなものとして、今決定せずに継続的に議論すべきものとして取り扱わないのでしょうか。御見解をおうかがいします。「案のままにしておくのは無責任」とのご説明ですが、不十分であると認識されている内容のまま、決定してしまうことこそ無責任です。学会が社会から求められていることは、常にこの種の議論をしている姿を社会に見せることではないのでしょうか。

(5) 「なお、倫理規定(原文のまま)は「こうありたい」という会員の宣言です。守らない自由を規定でうたうつもりはございません。」との説明は、まったく論理的、説得的ではありません。一部にせよ、論理的帰結として「こうありたいと思わない」会員が存在することを包含しないような規定を、なぜ性急におし進めるのですか。「罰則が無い以上」守らない自由を「書くことは意味がないと考えます。」とのことですが、私の問題意識はそのような手続き的な次元の問題ではありません。学会と個人、社会との基本的な関係についての問いかけです。議論の本質に(意識的に)触れずに形式的、表面的なところで済ましてしまう態度は、自由な学問の場にふさわしくないと断言します。かつての大学紛争の際にもそのような手法がよく使われたことを想起します。日本原子力学会がそのような性格の場に変質しないことを切に望みます。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.8.7回答)

委員会としては、倫理規程は今後とも会員・非会員すべての議論にオープンになっているものと考えております。そのことは行動の手引の前文に「個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。」と明記していることから読み取っていただきたいと存じます。具体的には現在の「倫理規定制定委員会」に引き続いてフォローアップ委員会が設置され、そこで検討が継続されます。引き続き議論に参加いただければ幸いです。

しかしながら、規程を定めることは大切だと考えております。適当なマイルストーンごとに形を明確化しないと、検討自体が非常にやりにくくなります。そのために成文化しようとしているのです。成文化したからこそご意見をいただいたものと考えております。

委員会としましては倫理に関する議論がさらに盛り上がるよう、できるだけ努力を払います。9月の秋の大会でも特別セッションを組む予定です。まだまだ会員に浸透していないとお叱りは甘受いたしますが、これは委員会の努力だけでは如何ともしがたいところがあります。どうかご支援のほどお願い申し上げます。

これまで一部の学会員には、倫理の問題について議論すること自体をタブー視する傾向があったのではないかと思います。「倫理は他から強制されて身に付くものではない」「倫理規程の制定は多様な価値観の否定につながる」などがその主な根拠として挙げられます。しかしお互いの倫理観がどのようなものか、どこまでが一致しどこが一致しないのかを冷静に検討する作業は学会こそが先頭を切ってやらねばなりません。そのような問題意識から、この回答もできる限り本質論を中心に書いているつもりです。しかし能力不足のため誤解を与えましたことはお詫び申し上げます。同時に、学会は本質論を中心に議論する場ではありますが、しかし組織である以上、所定の手続きに従わざるをえないことも事実です。どうかご理解のほどをお願い申し上げます。

なお、委員会資料は委員以外のかたで議論に参加されたかたのお名前等を除き、すべて事務局で閲覧できるようになっております。この点はホームページでお知らせするようにいたします。

匿名希望E様から委員会の見解に対し頂いたコメント

いただいた見解では、以下の観点から「行動の手引き」は常に案として会員・非会員のすべての議論にオープンにしておくべきである。」との意見を撤回する理由を見いだすことができない。再度同様の意見を申し述べる。なお、倫理規定制定委員会が本件に関する議論に責任を持たないのであれば、責任のある者からの回答を求める。

(1) 現在の状況がすべての議論を招聘しているという意味でオープンになっているとは、とても思えない。

(2) 議論が尽くされていない内容や、特定の価値観を含む内容が多い「行動の手引き」を決定し、会員に強制(「しなければならない」を「する」にしたところで、本質は変わらない。)することに對する危惧は、他の会員からも表明されている通りである。

(3) 「形を明確化しないと、検討自体が非常にやりにくくなります。」とは、今、決定しなければならない理由にはならない。「成文化」と「決定」とは意味が違う。「成文化」が大事ということであるなら、すでに「行動の手引き」は案として成文化している。必要なのは、価値観を強要しないこと、議論を普段に行うこと(を社会に示すこと)であり、これらは「決定」しないで、すなわち常に「案」のままにしておくことで初めて達成される。

(4) 「お叱りは甘受」といいながら、受け流し(拒否し)て「ご支援を」と言う姿勢を、普通世の中では「慇懃無礼」という。

河出清様から頂いたご意見

倫理規定は会員にとって大変重要なものと考えます。多くの会員の方が、積極的に自分の考えを述べて納得できるものにして下さるようお願い申し上げます。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

委員会は独走するつもりは毛頭ございません。そのため、会誌やホームページに案を掲載し年会の会場で説明するなど、会員からご意見をいただけるようできる限りの努力をして

いるつもりであります。まだまだ不十分とお叱りだと思いますが、どのようにしたらよいかお知恵を拝借できれば幸いです。

なお、委員会宛てにご意見をいただきましたので委員会の立場でお答えしましたが、いくつかのご意見は委員会では対応できないものです。どうか学会の指導的な立場にいらっしゃるかたが責任ある対応をしていただきますよう、委員会として切にお願い申し上げます。

河出清様から頂いたご意見（再度）

1. 手引きの制定には時間を十分掛けて頂きたい。

2. 倫理規定の大枠・全体像をきちんと示せないまま、ばらばらと制定していくやり方は止めて頂きたい。取り敢えずできることから始めて、何か問題が起これば後で対応するというのでは、最後まで物事を考え、やり遂げる誠意と能力の無さを示しているように私には見えます。

1. のお願いの根拠として、

1) 倫理規定を定めると言う学会の約束は、果たしたので急ぐ必要はありません。それより先に憲章の承認を個々の会員から得る必要があると考えますが如何でしょうか。

すでに、憲章を理事会、総会段階までは通しましたが、今後会員一人一人の承認を得る必要があります。承認しない人を除名するのかどうかお決めになったのでしょうか。倫理規定を守らない会員への対応が明らかにされておられません。倫理規定は、努力目標なのか、守る義務があるのか明確にお答え頂きたい。これを決めないで、さらに詳細な手引きを定める段階に進むのは、後で学会を退会させられる人にとっては、事前に十分な説明も無かったという意味で、騙し討ちにも等しいと思えます。

2) 急いで作り、将来に禍根を残さないで頂きたい。

良いものならば、時間が掛かっても成立するはずです。急ぐ理由があるのでしょうか。“2年”も検討してきたと言うのが理由とか聞き及びますが、大切なのは掛けた時間の長さではなく、中身の完成度だと思います。

現在の手引きは、国内外の文献や過去の事例研究から作り上げたものであり、倫理規定を承認した会員が将来も十分実践できるという検証・実証をえていません。倫理は実践されてこそ倫理であり、大切なのは規定ではなく実践です。今後の確実な実践を保障する必要があります。仮に急いで手引きを定めてしまい、直に輕輕しく変更する事態になれば世間の不信感を助長させます。

3) 将来にわたる確実な実践には、実証に時間が必要です。

原子力産業界等での事例を積み上げて手引きを総体として実践できるかどうか検討・実証する期間を設ける必要があります。これまで、原子力産業界・学会・大学・研究所等の個々の不祥事に対し、当事者内部・外部からどれだけ具体的な発言・是正行動を行ってきたのでしょうか。世間は不十分と考えています。将来、社会から、中でもとりわけ反原子力の人達が、学会の倫理規定を根拠に、学会員や原子力産業界は倫理規定に違反していると言われかねませんし、言われるのは明らかですが、その点を覚悟するように会員に明言されているの

でしょうか。

4) 謙虚な態度で臨んで頂きたい。

手引きは将来に渡って若い学会員を拘束するものです。意見が出ないからといって賛成しているわけではありませんし、またこれまで委員会に直接意見を述べた人の中にも、頂いた回答に満足しているわけではないことを想起して頂きたい。

質問・提言に一通りの回答をすれば済むのだと言う考えがもし委員会の中に少しでもあれば、まさにそれこそが正されるべき問題の考え方・姿勢であり、倫理規定制定の真の目的はこのようなものを正し、謙虚な態度で原子力に携わることを求めているのではないのでしょうか。原子力のPAが難しいのもここに原因の一部があります。

“原子力をよく勉強してから、専門家である私達に意見を言え。”という態度を一部の人が取ってきたからこそ世間はこのように思い上がりを経験してきたのではないのでしょうか。正しいことは、穏やかに誠実な態度で述べるのが良いと思います。

補足説明；

少なくとも私は委員会の回答を誠意あるものとは思っていません。例えばこれは一例ですが、「委員会の構成を現場に疎い大学人ばかりにしないで産業界、若手会員を入れたバランスの良いものにして頂きたい。」という私の意見に対し、「委員は理事会で決めてたものなので、権限を越えたことを言われて対応の仕様が無い。」とあります。権限の有無に関らず、建設的な意見を述べ理事会に提案するなどのアクションを今もって起こさないのは如何なものでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.9.25 回答)

「日本原子力学会倫理規定」に対する貴兄のご関心の深さに敬意を表します。しかし、前回頂いたご意見に対する「倫理規定制定委員会」からの回答(6月19日付)の真意を十分にご理解頂いていないようなので、委員会側の対応の得手勝手さもあるかと思いますが、根本的なところで行き違いがあるのではないかと危惧します。そこで、今回の貴兄のご意見に一つずつお答えする前に、今まで委員会が一般的事項としてご説明していることを述べることにします。

我々は、学術会議での動向(日本学術会議、基礎工学研究連絡委員会報告「工学系高等教育機関での技術者の倫理教育に関する提案」平成9年6月20日、「2000年春の年会」等で紹介済み)を踏まえ、内外他学会の規定などを調査・参考にし、また既に1998年秋に発覚したいわゆる「使用済み核燃料輸送容器データ改ざん事件」における科学技術庁(当時)の調査検討委員会の報告書で紹介されたハリス等の著書、「科学技術者の倫理」をはじめとする多くの工学・技術に関連する著書等が教示するところから従って作業を進めてきました。蛇足ながらその中には、当然ですが「倫理規程」が完全無欠のものであるというような概念は入っていません。全く別のパラダイムで「倫理」や「倫理規程」について御議論がある場合は別ですが、そうでないのであれば、現代における「専門職倫理」の枠内で我々は議論をしていることをご理解下さい。以下、お寄せいただいたご意見・ご質問の順に委員会の

見解・回答を述べさせていただきます。

1. 「手引きの制定には時間を十分掛けて頂きたい。」とのご意見についての見解

「手引」については、昨年11月1日に原案を公開し、ホームページ上や春の年会・秋の大会における議論を踏まえて制定しようとするものです。勿論完全なものを作ることは本質的にできませんが、我々としては完成度の高い、より良いものにする努力を続けています。会員・非会員の方々からのご意見には傾聴すべきものが多く、取りいれさせて頂いております。委員会は任期内最後まで推敲を重ねました。手続き的には理事経験者の貴兄がご承知されているように、理事会で決定することになっております。

2. 「倫理規定の大枠・全体像をきちんと示せないまま、ばらばらと制定していくやり方は止めて頂きたい。取り敢えずできることから始めて、何か問題が起これば後で対応すると言うのでは、最後まで物事を考え、やり遂げる誠意と能力の無さを示しているように私には見えます。」とのご意見についての見解

技術系の専門職のものなら誰しも理解している「設計問題」と同じように、今回の制定作業では「前文」に基本的精神、すなわち「大枠・全体像」を定め、その展開として具体的事項として例示的に「手引」を作りました。

ご指摘のように「倫理は実践されてこそ倫理」ですから、制定委員会として案を作るに留まらず、実践のためのフォローが重要であり、そのために「エシックス委員会」を設置しフォロー活動をするを提案しているところです。「産業界、若手の委員を入れよ」とのご意見ですが、現在の制定委員会にも産業界の委員が複数入っていることはご承知の通りですし、年齢に拘わらず[young-at-heart]の委員は少なからずいると思います。エシックス委員会には、自薦・他薦の公募委員を置くことも提案中ですし、作業の必要が生じれば固定した委員以外も参加したタスク・グループを設置することも検討されています。

河出清様から頂いたご意見（再々度の1）

「手引きの制定には時間を十分掛けて頂きたい。」との意見についての委員会見解について：

まだ、ほとんどの会員の方は倫理規定の議論に関心がありません。自分の知らないうちに倫理規定が制定され、倫理規定は努力目標といえ、社会に向かって会員が約束させられるのは大いに問題があります。制定はまだ、時期尚早と考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.10.29 回答）

全員が関心を持てば、ある意味では、倫理規定など不要かもしれません。倫理規定を会員の目に見える形で運用し、会員の認識を高め、改訂を含むフォローを行うことがより重要と考え、制定の運びとなりました。

河出清様から頂いたご意見（再々度の2）

「倫理規定の大枠・全体像をきちんと示せないまま、ばらばらと制定していくやり方は止めて頂きたい。取り敢えずできることから始めて、何か問題が起これば後で対応すると言うのでは、最後まで物事を考え、やり遂げる誠意と能力の無さを示しているように私には

見えます。」との意見についての委員会見解について：

これまでに何度も、厳しい質問が出されると、委員会の案は完全なものとは考えておりませんといわれますが、「不完全な案をとにかく急いで決めてしまい、後は実践して直して行けば良いと言う姿勢は、安易過ぎます。」の私の意見にたいする、ご回答がもしこれだとすれば正にこのような姿勢を問題にしているのです。

また、「委員は理事会で決めたものなので、権限を越えたことを言われても対応の仕様が無い。」とあります。権限の有無に関らず、建設的な意見を述べ理事会に提案するなどのアクションを今もって起こさないのは如何なものでしょうか。」との質問に回答がありません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.10.29 回答）

これまで各所で述べてきたように、「完全な」倫理規程というものなど存在し得ません。その実施と見なおしを絶えず行うことが大切であるという立場です。そのため「倫理規定制定委員会」は理事会に対して「建設的提案」を重ねてき、新たに「倫理委員会」が設置されることになりました。